

文京区アカデミー推進計画策定協議会設置要綱

18文区ア第118号 平成18年6月2日区長決定

21文アア第350号 平成21年9月1日改正

(設置)

第1条 文京アカデミー構想の効果的な推進を図るため及び文京区アカデミー推進計画を策定するため、文京区アカデミー推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 文京アカデミー構想の推進に関すること。
- (2) 文京アカデミー構想の推進関係機関及び団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) その他文京アカデミー構想の推進に必要な事項
- (4) 文京区アカデミー推進計画に関すること

(構成)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、区の区域内の関係団体、生涯学習関係団体等、スポーツ関係機関等、文化芸術関係団体等、観光関係団体、国際関係団体、公募区民等から文京アカデミー推進本部設置要綱第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する者37人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から文京区アカデミー推進計画の策定の日までとし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部企画課長及びアカデミー推進部アカデミー推進課長、アカデミー推進部観光・国際担当課長、アカデミー推進部スポーツ振興課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、協議会に出席し、意見を述べることができる。

(分科会)

第8条 文京区アカデミー推進計画の策定を行うため、協議会の下に分野別分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 前項規定により設置する分科会は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習分科会
- (2) スポーツ振興分科会
- (3) 文化芸術分科会
- (4) 観光分科会
- (5) 国際分科会

3 分科会は、文京区アカデミー推進計画の策定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 分科会は、座長及び会員をもって構成する。

5 座長は、第3条の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 会員は、協議会員のうちから、座長が指名する。

7 前項に規定するもののほか、本部長は、文京区アカデミー推進計画に係る分野の関係者及び区の職員のうちから、会員として委嘱又は任命することができる。

8 分科会は、座長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第9条 協議会及び分科会は、必要があると認めたときは、それぞれ委員以外の者及び分科会員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は助言を受けることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則（平成18年6月2日付18文区ア第118号）

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付 則（平成21年9月1日付21文アア第350号）

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。